

建設業法第 29 条第 1 項の規定に基づく建設業許可の取消しの公告 についての訂正とお詫び

平成 27 年 3 月 27 日付けで、本ウェブサイトにて建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項第 4 号の規定に基づく建設業者の許可の取消しに係る公告を掲載したところですが、当該公告中、下記のとおり、誤って建設業許可を有している建設業者が掲載されていたことが判明しました。

誤りのあった該当の公告は、平成 27 年 3 月 31 日午前 9 時 30 分に、公開を中止しましたが、至急、訂正に向けた手続きを行い、公開する予定です。

該当の建設業者及び関係者の皆様に多大な御迷惑をお掛けしたことに對し、深くお詫び申し上げます。今後、公告に至る過程を再点検し再発防止に向けた体制をとってまいります。

誤(7 頁上から 2 行目)

アイセー建設 (株)	清水 治	静岡市清水区大 内 98-1	(般-25)第 37725 号	とび・土工
---------------	------	-------------------	--------------------	-------

正

削除	削除	削除	削除	削除
----	----	----	----	----

平成 27 年 3 月 31 日
静岡県交通基盤部
建設業課許可班